

## 司会者の視点から…

松本市北部公民館 福嶋紀子

記念すべき茨城大会で、第2分科会の報告を、栃木県芳賀町で公文書館の建設準備の業務にあたっている富田さんをお願いしたい。これは、大会企画委員会で私から申し出たことであった。その理由は挙げればいくつかが有るが、最大の理由は、これまで世代論で共有されてきた全史料協の発展段階論の新展開にある。全史料協は近年新たな局面を迎えつつある。しかし、新段階の方向性を中心となって支えなければならない若い世代のメンバーが、全史料協大会のような場で正面から持論を展開する機会が、今あるだろうか、と考えれば、十分に保障されているとは言い難いのが現状ではなかろうか。

全史料協活動史の層が厚みを増したことは喜ぶべきことであるが、遍く広くアーキビストの裾野を広げることが目前の最大の課題であるとすれば、追体験として全史料協の活動を体感してきた、次世代アーキビストの主張を、どのように活動史の上に据え付けていくのかを考えて行くことが、現状での会の課題と成りはしないだろうか。

富田報告の中心は、「市町村アーカイブズ一覧」「全国市町村文書例規抽出作業件数一覧」「保存規定を抽出した文書管理例規の時期別制定数」「例規の法的効力による分類」「運用例規の存在する自治体一覧」「文書管理例規にみる歴史的公文書保存規定事例」「平成10年度以降のアーカイブズ動向レビューー全史料協と市町村合併の動きを中心にー」「都道府県アーカイブズによる公文書等保存に関する市区町村支援一覧」などの、多数の市町村公文書の管理規定に関わる情報分析の中にある。

データを収集した理由は、これまでに設立された文書館・公文書館の現状をあぶり出すこと、自治体が抱えている課題を析出することが目的であった。富田氏が最も言いたかつ

たことは、公文書館法が出来たことによつて、各自治体の公文書に対する保存意識が大幅に変わってきていることであり、その成果として「歴史的公文書」というキーワードによつて、行政文書を保存する流れを作った市町村がいかに多く現れたか、と言う点ではないかと考える。これまで文書・記録の保存に無関心であった自治体に、文書を保存することの重要性を提案するのに、公文書館法がいかに大きな役割を果たしたか、という点が重要である。自治体の側では、文書保存の重要性は、既に自明のことになりつつある。この点を、各市町村の例規集の中から抽出したデータが、圧巻であったが、司会の力不足で十分に論及できなかった点が口惜しい。公文書館・文書館は、館（やかた）を作ることが到達点ではないということをも、如実に物語っている。

組織の内部に、住民の知る権利に基づいた文書館を設けるのであれば、公文書の保存を軸に据えなければならない、と考えるのが富田氏の主張の中心であった。これまでの文書館論の展開から言えば、多くの批判があろう。ただし、先のデータでも知ることが出来るように、係や館は作られても、組織の中でその存続を永続的に保障するのは難しい。制度として文書を保存する体制が作られていない限り、組織改編で消滅することもあり得る。

公文書館法制定から20年という長い時間の中で、次世代アーキビストは公文書館法の成果をいかに有効に使っていくべきかを模索している。